

佐賀労働局発表
令和5年6月20日(火)

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 鈴木 卓
監理官 井上 幸徳
(電話) 0952-32-7218

報道関係者 各位

『令和5年度 知って活かそう助成金 ・支援策セミナー』を開催します!!

佐賀県魅力ある職場づくり推進会議(事務局・佐賀労働局(局長 重河真弓))は、魅力ある職場づくりを目指し、中小企業が抱える課題(働き方改革への対応、賃上げ、生産性向上等)へぜひ活用していただきたい助成金や支援策について、制度概要や各支援策のポイントを解説するセミナーを下記のとおり開催します。※ぜひ取材をお願いします。

記

1. 日 時 令和5年7月7日(金曜日)
10時00分～12時15分
2. 開催方式 会場参加とオンラインのハイブリッドセミナー
3. 対 象 経営者、人事部門の責任者、労働者など
4. 参加費 無料
5. 内 容

第1部 助成金・支援策のご紹介

佐賀労働局

- 業務改善助成金、人材開発支援助成金の具体的活用事例の紹介!
～生産性向上と事業場内最低賃金の引上げ、人への投資～

佐賀県

- 佐賀県の中小企業向け支援策について
 - ・DXで働き方改革と生産性向上の実現!
 - ・在職者訓練のご案内

賃金引上げを検討
している事業所は
参加してください



九州経済産業局

○中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

佐賀県産業イノベーションセンター

○県内ものづくり企業に対する生産性向上支援
～AI・IoT、5S活動等を活用した改善事例～

日本政策金融公庫 佐賀支店

○日本政策金融公庫の中小企業向け融資制度

佐賀働き方改革推進支援センター

○働き方改革に関する様々な課題への無料相談窓口のお知らせ

第2部 個別相談会

6. 申込方法 チラシ裏面のQRコードにてお申込みください。

7. 問合せ先 佐賀県魅力ある職場づくり推進会議
(事務局：佐賀労働局 雇用環境・均等室)
0952-32-7218

8. 会議資料掲載箇所

佐賀労働局ホームページ／働き方改革／働き方改革関連セミナー開催の情報、その他参考資料／「令和5年度知って活かそう助成金・支援策セミナー」のご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_01571.html

9. 主 催 佐賀県魅力ある職場づくり推進会議

[構成機関]

佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会佐賀県連合会、佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀県信用金庫協会、佐賀県信用組合協会、日本政策金融公庫佐賀支店、佐賀県社会保険労務士会、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀職業能力開発促進センター、佐賀産業保健総合支援センター 佐賀働き方改革推進支援センター、佐賀県、九州経済産業局、佐賀労働局

【当日の取材対応について】

※ 当日取材を希望される場合は、事前に佐賀労働局 雇用環境・均等室 井上（0952-32-7218）までご連絡ください。

佐賀県魅力ある職場づくり推進会議開催要綱

(名称)

第1条 本会議は、「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」（以下「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、地方創生及びワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえつつ、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保、女性の職業生活における活躍促進等の「働き方改革」を実現するための課題等に関して、佐賀県内の行政機関、使用者団体、労働者団体、金融機関等の関係機関が情報共有を図ることをもって共通認識を形成するとともに、佐賀県内の企業が良質な人材を確保することができ、かつ、労働者が安心して将来に希望を持って働くことができる、魅力ある職場づくりを推進することを目的とする。

(議題)

第3条 本会議は、次に掲げる事項を議題とする。

- 一 長時間労働対策・年次有給休暇取得促進施策等の働き方の見直し
- 二 若者をはじめとする非正規雇用労働者の正社員化の促進
- 三 女性の職業生活における活躍促進
- 四 上記事項に関する中小企業・小規模事業者に対する支援
- 五 その他魅力ある職場づくりの推進のために必要な事項

(組織)

第4条 本会議は、別表に掲げる職にある者を委員とする。

- 2 本会議の進行のため、前項委員の互選により議長を選出する。
- 3 議長は、本会議の事務を統括する。
- 4 議長が不在のときは、事前に議長が指名した者に、その職務を代行させることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、議題に応じ、必要と認めるときは、本会議の委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 本会議は公開を原則とする。ただし、議長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本会議には、第3条（議題）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

- 2 WGは、議長が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 本会議の運営に関する事務は、佐賀労働局が行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

附 則

本要綱は、平成28年2月9日から実施する。

平成30年10月11日改正。

令和2年10月26日改正。

令和3年8月31日改正。

令和4年8月31日改定。

(別表)

委員名簿

| 区分 | 職名 |
|------|---|
| 使用者 | 佐賀県経営者協会専務理事 |
| | 佐賀県商工会議所連合会専務理事 |
| | 佐賀県商工会連合会専務理事 |
| | 佐賀県中小企業団体中央会専務理事 |
| 労働者 | 日本労働組合総連合会佐賀県連合会副会長 |
| | 日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長 |
| 金融機関 | 株式会社佐賀銀行人事企画部長 |
| | 株式会社佐賀共栄銀行人事部長 |
| | 佐賀県信用金庫協会会長 |
| | 佐賀県信用組合協会会長 |
| | 株式会社日本政策金融公庫佐賀支店長 |
| 関係機関 | 佐賀県社会保険労務士会会長 |
| | 公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀産業イノベーションセンター事務局長 |
| | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部 佐賀職業能力開発促進センター所長 |
| | 独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター副所長 |
| | 佐賀働き方改革推進支援センター長 |
| 行政 | 佐賀県産業労働部長 |
| | 九州経済産業局地域経済部地域経済課 産業人材政策室長 |
| | 佐賀労働局長 |

(注) 日本労働組合総連合会佐賀県連合会副会長の職にある委員は3名とする。